

区政区議会報告・地域情報を週刊で発行しています。ご意見をお寄せください。



日本共産党荒川区議会議員
斉藤 くに子
区政ニュース



2018年7月1日No1149号

区役所直通3802 - 4627
fax3806 - 9246

メール: arajcp@tcn-catv.ne.jp

http://www.tcn-catv.ne.jp/ jcp/para/ ブログhttp://s-kuniko.jugem.jp/

荒川区手話言語条例可決

6月25日の福祉区民委員会で「荒川区手話言語条例」が全会一致で可決しました。

7月5日の本会議で決定することになります。

関係者のみなさんと文言一つ一つについても協議を行い条例策定したことは画期的なことです。

条例制定を心から歓迎するとともに、これを契機に具体的な施策が展開され前進するよう力を尽くしたいと思います。

荒川区の手話に関する施策の具体化
遠隔手話通訳サービス・電話代行サービス
挨拶など簡単な日常手話修得の講習会
事業者向けの手話通訳者無料派遣事業
理解促進の耐えの映画会(8月予定)
条例制定記念イベント(11月予定)

もっと…こんな事も!!

区の責務「手話への理解を促進し普及し使いやすい環境の整備のために効果的な施策を講じる」と条例に明記。その具体化として委員会で下記のことを求めました。

区役所の各セクションに手話推進委員を配置
ろう者に雇用促進と働きやすい環境づくり

遠隔手話通訳・筆談・音声認識の機能が入ったタブレットは障害福祉課以外にも必要な部署に配置



図書館に手話関係の特設コーナーを設置

CATVで条例制定特別情報番組放映

お店、事業所、病院などに筆談ボードや「筆談ポイントガイド」の配布・お店専用のコミュニケーションボード作成費の助成・従業員が簡単な手話ができるよう支援

荒川区コミュニケーションボードを町会団地マンション等にも配布

学校での手話学習教材の配布と理解推進教育

中途失聴者への支援

手話通訳者の増員と処遇改善

ろう者の介護入所施設の整備や通所施設への支援

ろう者の介護入所施設の整備や通所施設への支援

ろう者の介護入所施設の整備や通所施設への支援

ろう者の介護入所施設の整備や通所施設への支援



横浜市お店用支援ボード

★法律・生活相談会★

弁護士の定例相談予定は

7月23日(月)

荒川区荒川7-37-1(コムパス花の木停留所前)

Fax3806-5134

生活相談は随時相談にも応じます。ご連絡ください。また弁護士の相談は必要な場合は日中に弁護士事務所の予約を取りますのでご連絡ください。1月からは第4月曜日に変更に。



ご意見ご要望

小学生のランドセルが重いと以前書いてありましたが、中学生も大変。学校指定鞆ではなくリュックOKとか、教材教科書を学校に置いておくことを一定許可することは出来ないのでしょうか。

区役所での聴覚障害者向け窓口サービス

障害福祉課の窓口で遠隔手話・筆談・音声認識機能を備えた専用のタブレット端末を配置しました。このタブレットを用いて、オペレーターが聴覚障がい者と区職員とのやり取りを手話と音声で同時通訳することで、区役所内の各種手続き等が円滑に行えるようにしています。



二つのサービスで4月30件
5月40件の利用がありました。

電話代行サービス

お持ちのスマホ等のテレビ電話機能を使って、自宅からでも外出先からでも利用出来ます。



区役所など公的機関だ

けでなく、旅館やレストランの予約など様々なコミュニケーションに利用出来ます。ご利用にあたり、障害者福祉課へIDの交付申請が必要です。

手話対応公衆電話ボックス

全国の自治体では初めて、JR明石駅前のビル内の広場に手話対応型公衆電話ボックス「手話フォン」を設置。

今年2月5日より利用がスタートしています。(午前8時から午後9時年中無休：無料)

「手話フォン」は日本財団が設置費用約200万円と月々の通信費などは負担するそうです。

明石市への設置は、昨年12月の羽田空港(国内線旅客ターミナル2階出発ロビー)筑波技術大学(大学会館1階)への設置に続いて国内で3台目です。

荒川区でも設置できたらいいですね。



手話フォンの通話イメージ



筆談ポイント10か条

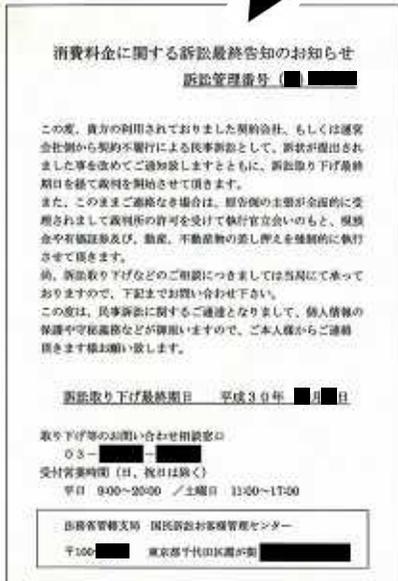
- 読みやすい文字で(大きめに)
- 短い言葉で、簡単に
- 白時は具体的に
- 適度に漢字を使う
- わかりやすい言葉で
- 直接的に、具体的に
- たとえ話は伝わりにくい
- 敬語を使わずに
- 横書きにする
- アラビア数字(123)を使う



速報！架空請求の相談が急増しています

「法務省管轄支局国民訴訟お客様センター」などからのハガキは詐欺です

決して相手に連絡せず **無視** してください



「未納料金を支払わないと訴訟を開始すると書かれたハガキが届いた」等の相談が多く寄せられています。

全国的にも急増していますが、区内でも増えています。

10年くらい前に流行った時と全く同じ手口で、「法務省」などと書き、固定電話を明記して信用させようとしています。(リース電話でパソコンに繋がりに携帯に転送されるらしい)

「未納料金に関する訴訟が提起された」「期限までに電話番号に連絡を取らないと、財産を差し押さえる」などと書かれているのが共通で、消費者を不安にさせるのです。

驚いて問い合わせたりすると「弁護士」や「原告側の会社」と称する電話番号に連絡を取られた揚げ句、プリペイドカードや電子マネーを買わされたりして、現金をだまし取られます。

相談を受けた方のハガキで電話をしてみました。一度の呼び出し音ですぐに切れました。

この電話で詐欺グループは着歴を見て、騙しの電話をかけてくることがあります。絶対に電話しないでください。

一回ならず2回3回とハガキがくることもあるようです。年金受給日前後を狙っての送付も！ご注意ください！！

訴訟関連の書類が「ハガキ」でくることはありません。

不安に思ったり、トラブルがあった時はすぐに相談してください。
荒川区消費生活センター
相談専用電話
5604-7055
警察相談専用電話
#9110

全国の消費生活センター等の相談件数



※2016年度高層物件（2017年3月31日までのPEO-NET登録分）

荒川区消費者センターへの相談
1月～3月は7件
4月は50件になっています。

学校のブロック塀は速やかに撤去

大阪北部地震で学校のブロック塀で亡くなられた児童のことを思うと、心が痛みます。

毎年実施している公立学校施設の耐震改修状況調査の対象は、校舎の耐震化や体育館のつり天井などで塀などの工作物は対象外でした。ブロック塀の倒壊は地震のたびに問題になってきたはず。一番安全でなければならぬ学校の対策は緊急に行う必要があります。

荒川区は小中学校のプール脇に設置している一定の高さがあるブロック塀は速やかに撤去し、フェンス等に変える工事を行うことになりました。

また、地震発生時を想定し通学路の安全総点検を実施中です。

道路等に面している区施設

一定の高さのある他施設のブロック塀についても必要に応じて撤去等の対応をとります。

詳細調査の結果に基づいて学校、区施設でどこを撤去するのか急ぎ明らかにして、工事に取り掛かれるように臨戦態勢で臨みます。

区民や事業者にも協力

平成20年度の実態調査で把握している危険度が高いブロック塀の所有者には6月19日に撤去を促す通知を、助成制度の案内と合わせて送付しました。



パルムドール賞 荒川区が撮影の場所に



是枝裕和監督が、家族ぐるみで軽犯罪を重ねる一家の姿を通して、人と人とのつながりを描いたヒューマンドラマ。日本映画としては1997年の「うなぎ」以来21年ぶりとなる、最高賞のパルムドールを受賞した。



東京の下町。高層マンションの谷間に取り残されたように建つ古い平屋...映画を見た人が『遠景にスカイツリーが出てきて、どこか覚えのあるシーン。ジョイフル三ノ輪や千住大橋のたもとが映りました』と。

映画の中でコロッケを買った場所はジョイフル三ノ輪の富士屋さんでした。

万引きは悪いこと。でも応援したくなる。守ってあげたくなる。人のつながりは...温かい映画だったかな (K・Uさん)